

技能労務職員の給与等に関する規則

〔平成18年10月30日〕
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職に属する技能職員及び労務職員（以下「技能労務職員」という。）の給与、勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 技能労務職員の給与、勤務時間、休日及び休暇は、豊岡市技能労務職員の給与等に関する規則（平成17年豊岡市規則第40号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、「豊岡市職員職名規則（平成17年豊岡市規則第24号。以下「職名規則」という。）第4条第3項及び豊岡市教育委員会職名規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第7号。以下「教育委員会職名規則」とう。）第4条第3号」とあるのは、「北但行政事務組合職員職名規則（平成7年北但行政事務組合規則第4号）第4条第1号」に、「職名規則第4条第4号及び教育委員会職名規則第4条第4号」とあるのは「北但行政事務組合職員職名規則（平成7年北但行政事務組合規則第4号）第4条第2号」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。